

競争入札参加者 各位

契約資産部契約課

「八王子市における総合評価方式の適用ガイドライン（工事契約・業務委託契約）」の改正について（お知らせ）

このことについて、下記のとおりお知らせします。

記

1 改正するガイドライン

- （１）八王子市における総合評価方式の適用ガイドライン（工事契約）
- （２）八王子市における総合評価方式の適用ガイドライン（業務委託契約）

2 改正内容

- （１）技術評価点の内訳に関する情報提供の方法【工事・業務委託契約共通】

技術評価点の内訳に関する情報提供の方法を次のとおり定める。

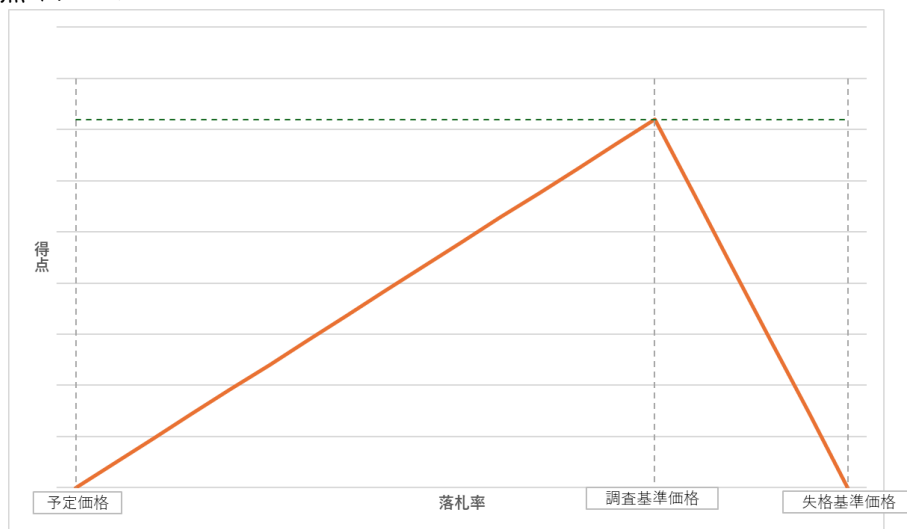
入札参加者から希望があった場合、当該事業者の技術評価点の内訳を以下のとおり情報提供する。

- （１）情報提供場所：契約資産部契約課窓口
- （２）情報提供方法：窓口での閲覧
- （３）持参するもの：当該事業者の社員であることが確認できるもの（社員証等）

- （２）価格評価点の算出方法の変更【工事契約】

調査基準価格を下回る金額での入札の場合、失格基準価格に近い金額での入札ほど価格評価点が小さくなるよう算出方法（計算式）を変更する。

<得点イメージ>



(3) 総合評価方式「工事实績評価型」の評価項目における評価基準の変更【工事契約】

工事实績評価型の評価項目「工事成績評定点」（評価分類 ①企業の技術力）及び「配置予定技術者の工事成績」（評価分類 ②配置予定技術者の技術力）について、評価対象工事の金額を「5000 万円以上」から「2000 万円以上」に引き下げる。

3 適用日

令和 7 年（2025 年）4 月 1 日

【問合せ】

<工事契約に関すること>

契約資産部契約課 工事契約担当

直通 620-7215

<業務委託契約に関すること>

契約資産部契約課 物品契約・管理担当

直通 620-7216